

食品安全委員会農薬第二専門調査会

第1回会合議事録

1. 日時 令和2年5月29日（金） 16:00～16:43

2. 場所 食品安全委員会中会議室（Web会議システムを利用）

3. 議事

- (1) 委員長挨拶
- (2) 専門委員等紹介
- (3) 専門調査会の運営等について
- (4) 座長の選出、座長代理の指名
- (5) その他

4. 出席者

(専門委員)

赤池専門委員、浅野専門委員、篠原専門委員、清家専門委員、田中専門委員、
中塚専門委員、野村専門委員、平塚専門委員、藤本専門委員、森田専門委員

(専門参考人)

堀本専門参考人

(食品安全委員会)

佐藤委員長、川西委員、吉田（緑）委員

(事務局)

小川事務局長、鋤柄事務局次長、近藤評価第一課長、入江評価調整官、
永川課長補佐、横山課長補佐、福地専門官、藤井専門職、瀬島専門職、町野専門職、
塩澤係長、宮崎係長

5. 配布資料

資料1-1 食品安全委員会専門調査会等運営規定

資料1-2 テレビ会議又はWeb会議システムを利用した食品安全委員会等への出席について

資料1-3 食品安全委員会における調査審議方法等について

資料1-4 「食品安全委員会における調査審議方法等について」に係る確認書について

資料 1－5 農薬の食品健康影響評価に関する事項の調査審議における留意点について

資料 2 農薬第二専門調査会専門委員等名簿（令和 2 年 4 月現在）

資料 3 食品安全委員会での審議等の状況

参考資料 1 食品安全委員会専門調査会等運営規程等の一部改正について
（第 777 回食品安全委員会資料（令和 2 年 3 月 24 日））

参考資料 2 農薬に関する専門調査会での審議状況一覧

参考資料 3 令和 2 年度食品安全委員会運営計画

6. 議事内容

○永川課長補佐

定刻となりましたので、ただいまから、第 1 回農薬第二専門調査会を開催いたします。
先生方には、お忙しい中御出席いただき、ありがとうございます。

事務局の課長補佐を務めます、永川と申します。

僭越ながら、座長が選出されるまでの間、私が議事を進行させていただきますので、よろしく願いいたします。

開催通知等で御連絡しましたように、本日の会議につきましては、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため「テレビ会議又は Web 会議システムを利用した食品安全委員会等への出席について」に基づき、Web 会議システムを利用して参加いただく形で行います。

なお、このような事情から、本日は傍聴者を入れずに開催することとし、議事録につきまして、後日、ホームページに掲載することで公開に代えさせていただければと存じます。

Web 会議システムを利用した専門調査会の開催につきましては、まだ、経験が浅いところではございますので、事務局に不慣れな部分も多く、議事進行に支障が生じる場合もあるかと存じますが、何とぞ、御理解、御協力のほど、よろしく願いいたします。

なお、内閣府において 5 月 1 日よりクール・ビズを実施しておりますので、御理解、御協力のほど、よろしく願います。

続きまして、このたび、4 月 1 日付をもちまして、専門委員の選任が行われましたが、本日は選任後の最初の会合に当たりますので、まず、初めに佐藤食品安全委員会委員長より、御挨拶させていただきます。

○佐藤委員長

皆さん、こんにちは。食品安全委員会の佐藤でございます。

このたびは、専門委員への就任を御快諾くださり、大変ありがとうございます。食品安全委員会の委員長として御礼申し上げます。

既に、安倍内閣総理大臣から令和 2 年 4 月 1 日付で食品安全委員会専門委員としての任命書がお手元に届いているかと思えます。専門委員の先生方が所属される専門調査会については、委員長が指名することになっており、先生方を農薬第二専門調査会に所属する専門委員として指名させていただきました。

食品安全委員会がリスク評価機関としての独立性と中立性を確保しつつ、科学的な知見に基づき、客観的で公正な立場から食品健康影響評価を行うことは、非常に重要なことであります。

専門委員の先生方におかれましては、レギュラトリーサイエンスをはじめ、それぞれの分野の最新の科学的知見に基づき、リスクアナリシスの考え方にのっとり、総合的な判断で調査審議していただきたいと考えてございます。

リスクアナリシスの考え方や枠組みについては、食品安全委員会が創設されて以来、啓発を図っているところであります。

昨年は、私なりの理解でリスクアナリシスやレギュラトリーサイエンスの話をさせていただく機会が何回かありましたが、いずれ、そのような機会を作ればと願っております。

専門調査会の審議については、原則公開となっております。この農薬第二専門調査会の審議は、企業の知的財産等が開示され、特定の者に不当な利益もしくは不利益をもたらすおそれがあることから非公開で行うことが多くなるかと思えます。しかし、議事録は公開となっております。

先生方のこれまでの研究から得た貴重な経験を生かした御発言、また、総合的な判断に至るまでの議論を、議事録を通して、間接的に聞くことにより、オーディエンスの方々にはリスク評価のプロセスや意義を御理解いただき、情報の共有に資するものと考えております。

食品安全委員会が創設されてから17年になりますが、これまで農薬に関する専門調査会では、延べ1,000件を超える、正確には1,082件と聞いておりますが、それほど多数の食品健康影響評価を終了していただいております。

この農薬第二専門調査会は、個別の農薬について調査審議を行うために設置されております。そして、調査審議をいただく農薬については、委員長から指名させていただくことになっております。

食品安全委員会における農薬の評価においては、農産物に残留する農薬そのものだけではなく、農薬が農作物で代謝を受けて、代謝物を生成する場合や、家畜に飼料として給与された飼料作物中の残留農薬は、家畜で代謝され、畜産物中に残留する場合など、様々な形態で人が摂取する可能性を考慮し、総合的に評価していただくとともに、暴露のシナリオに関しても、一生涯にわたって毎日摂取した場合に加え、24時間またはそれより短期間の摂取による影響についても検討していただけてきたところであります。

このように農薬に関する評価には、代謝、毒性に関する幅広い知見が必要であることから、一般毒性学の先生方のみならず、生殖発生毒性、遺伝毒性、動物代謝、植物代謝など幅広い分野から12名の専門委員と1名の専門参考人に御参画をいただいております。

皆様の知見が結集されることにより、適切な食品健康影響評価が可能になると考えております。

少し私の個人的な見方も交えて申し上げますが、リスク評価においては、評価している

時点での科学の進歩に合わせた方法や考え方で評価することが重要と考えております。

そのためには、リスク評価者が最新の科学で評価していることを示すこと、あるいはそうであろうと努力することも必要であろうと思っております。

科学の更新、アップデートが何であるのか、どうあるべきなのか、これは議論のあるところではありますが、こういったことを常々考えていくことで、これからの評価全体の質の向上やアップデートへと広がっていくものでありたいと考えております。

いずれにいたしましても、食品のリスク評価は国の内外を問わず、強い関心が寄せられております。

専門委員の仕事は、食品安全を支える重要かつ意義深いものであります。専門委員の先生方におかれましては、国民の期待に応えるべく、適切な食品健康影響評価を科学的に、かつ迅速に遂行すべく御尽力いただきますよう、重ねてお願い申し上げます、挨拶といたします。

どうぞ、よろしく願いいたします。

○永川課長補佐

ありがとうございました。

次に、本日配付しております資料の確認をお願いいたします。

本日の資料は、議事次第のほか、

資料1-1として、食品安全委員会専門調査会等運営規定、

資料1-2として、テレビ会議又はWeb会議システムを利用した食品安全委員会等への出席について、

資料1-3として、食品安全委員会における調査審議方法等について、

資料1-4として、「食品安全委員会における調査審議方法等について」に係る確認書について、

資料1-5として、農薬の食品健康影響評価に関する事項の調査審議における留意点について、

資料2として、農薬第二専門調査会専門委員等名簿、

資料3として、食品安全委員会での審議等の状況、

参考資料1として、食品安全委員会専門調査会等運営規程等の一部改正について、

参考資料2として、農薬に関する専門調査会での審議状況一覧、

参考資料3として、「令和2年度食品安全委員会運営計画」となります。

なお、議事次第につきましては、堀本専門参考人の御出席を追加しましたものとさせていただきます、資料及び参考資料につきましては、近日中にホームページに掲載されることとなります。

配付資料の不足等はありませんでしょうか。過不足等がございましたら、事務局までお申し出いただければと思います。

また、参照資料等については、事前にお送りしました資料を御覧ください。

なお、本日はWeb会議形式で行いますので、こちらの注意事項を3点お伝えいたします。

1つ目でございますけれども、発言者の音質向上のため、発言しないときには、マイクをオフにさせていただくよう、お願いいたします。

次に、2つ目でございますけれども、こちらは発言時のものでございますけれども、御発言いただく際には、まず、こちらの挙手機能を使用していただきまして、挙手をクリック等していただいて、その次に座長が先生のお名前を及びしましたら、マイクをオンにしていただき、冒頭にお名前を発言いただいた上で御発言を開始いただくという形になります。

発言の最後には、以上ですと御発言いただき、マイクをオフとするといった形で御対応願います。

挙手機能がうまく作動しないというような状況でございましたら、メッセージに、お名前だとか、挙手だとか、もしくは大きく手を振っていただければ、事務局が気づくかと思っておりますので、そういったところで、先生の御意見があるというところを確認させていただければと思います。

3つ目でございますが、こちらは、接続不良時の内容となりますが、会議中、通信環境により音声途切れて聞き取りにくい状況となってしまった場合につきましては、先生方の各PCの映像を切ることで、比較的安定した通信が可能となる場合がございます。画面下のカメラのボタンをクリックいただくと、オン、オフができますので、そういった場合には、そちらを御利用ください。

それでも議論内容が分からない状態が続くようでしたら、お手数ですが、メッセージのほうに状況を御記載ください。予期せず切断されてしまった場合には、お手数ですが、再度入室をお試しいただき、改善されない場合には、事務局までお電話いただきますよう、お願いいたします。

こちらがWeb会議における注意事項となります。よろしくお願いいたします。

続きまして、議事2としまして、専門委員等紹介でございます。

専門委員につきまして、私のほうから五十音順にお名前を紹介させていただきます。お名前をお呼びしましたら、マイクをオンにしていただき、一言、御発声いただけましたら幸いです。

発言の終わられました方は、マイクをオフでお願いいたします。

では、御紹介させていただきます。

赤池昭紀専門委員。

○赤池専門委員

和歌山県立医科大学の赤池でございます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

○永川課長補佐

続きまして、浅野哲専門委員。

○浅野専門委員

那須塩原から参加しています、国際医療福祉大学の浅野哲です。
よろしくお願ひします。

○永川課長補佐

続きまして、篠原厚子専門委員。

○篠原専門委員 清泉女子大学の篠原でございます。

どうぞ、よろしくお願ひいたします。

○永川課長補佐

続きまして、清家伸康専門委員。

○清家専門委員

農研機構の清家と申します。
よろしくお願ひいたします。

○永川課長補佐

続きまして、田中徹也専門委員。

○田中専門委員

春から島根医大から中国学園大学の生活学部の教授で赴任しました、田中です。
よろしくお願ひします。

○永川課長補佐

続きまして、中塚敏夫専門委員。

○中塚専門委員

名古屋産業科学研究所の中塚と申します。
よろしくお願ひします。

○永川課長補佐

続きまして、野村崇人専門委員。

○野村専門委員

宇都宮大学の野村と申します。
よろしくお願ひいたします。

○永川課長補佐

続きまして、平塚明専門委員。

○平塚専門委員

東京薬科大学の平塚と申します。
どうぞ、よろしくお願ひいたします。

○永川課長補佐

続きまして、藤本成明専門委員。

○藤本専門委員

広島大学原医研の藤本です。

よろしくお願いいたします。

○永川課長補佐

続きまして、森田健専門委員。

○森田専門委員

製品評価技術基盤機構の森田と申します。

よろしくお願いいたします。

○永川課長補佐

本日は、以上、10名の専門委員に御出席いただいております。

また、専門参考人といたしまして、堀本政夫専門委員に、本日は、御出席いただいております。

○堀本参考人

千葉科学大学の堀本です。

よろしくお願ひします。

○永川課長補佐

ありがとうございます。

なお、稲見圭子専門委員及び豊田武士専門委員は、本日、御都合により御欠席との連絡をいただいておりますので、お名前のみ紹介させていただきます。

なお、食品安全委員会からは、先ほど御挨拶いただきました、佐藤委員長。

農薬に関する専門調査会の主担当の吉田委員。

副担当の川西委員。

川西先生、もし、よろしければ、何か一言、ちょっと画面が見えないところでございまして。

○川西委員

絵を消していましたが、今、つけました。

川西です。よろしくお願ひします。

○永川課長補佐

事務局につきましては、本日、Web会議または委員会室のほうから小川事務局長。

また、鋤柄次長。

○鋤柄次長

4月に着任しました、鋤柄でございます。

よろしくお願ひします。

○永川課長補佐

近藤評価第一課長。

○近藤評価第一課長

近藤でございます。

よろしくお願ひいたします。

○永川課長補佐

入江評価調整官。

このほか、評価第一課から事務局員が参加しております。どうぞ、よろしく願いいたします。

それでは、議事3、専門調査会の運営等についてに入りたいと思います。

課長の近藤のほうから、御説明させていただきます。

○近藤評価第一課長

事務局、評価第一課長の近藤でございます。

それでは、専門調査会の運営等につきまして、御説明させていただきます。

まず、資料の1-1と参考資料の1のほうをお手元に御準備ください。

資料の1-1、食品安全委員会専門調査会等運営規程でございます。

まず、第2条でございますけれども、専門調査会の設置につきまして、第2条に所掌事務が定められております。

先ほど、委員長のほうの御挨拶の中でもお話しさせていただきましたけれども、本委員会、個別の農薬の審議を担当するとなっております。

これに関しまして、参考資料の1を御覧ください。

農薬の関係の専門調査会でございますけれども、昨年度までの農薬専門調査会と評価部会の構成から、本年3月の食品安全委員会におきまして、運営規程が一部改正されております。

参考資料の1の趣旨のところに記載がございますけれども、先ほどの委員長の御挨拶の中でも申し述べましたとおり、農薬は、大変多い評価依頼をこなしていただいております。

それでも遅滞なく調査審議を行う必要があるということに加えまして、平成30年に農薬取締法が改正されまして、農薬に係る再評価制度が導入されております。

こういったことから、さらなる迅速かつ効率的な調査審議を行うということで専門調査会の体制整備を行いました。

改正後の内容でございますが、2ページ目に記載がございまして、この改正案が、既に3月で了承されておりますけれども、右側の改正案を御覧いただきますと、これまで専門調査会は1つだったものが、農薬第一専門調査会から農薬第五専門調査会まで、5つの専門調査会が設置されるという形に変更になっております。

このうち、本日開催の農薬第二専門調査会は、委員長が指定する個別の剤についての食品影響調査についての調査審議をするものとされております。

なお、農薬第一専門調査会につきましては、第二から第五の専門調査会の所掌事務以外の全般的な農薬の食品影響調査に関する事項について調査審議をすることとされております。

資料1-1に戻っていただければと思います。

第2条の第3項に専門調査会に座長を置くとされております。専門調査会の座長は、互

選により選任するとされておりますので、この後、座長の互選人をお願いすることとしております。

座長をお願いする事項としまして、専門調査会の事務を所掌すること。それから、座長に事故があるときには、あらかじめ指名する者、座長代理が職務を代理するとされております。

第4条としまして、座長が、この会議を招集して、その議長となるということが定められております。

以上、専門委員会の運営に関することでございます。

続きまして、資料1-2を御覧いただければと思います。

資料1-2はテレビ会議又はWeb会議システムを利用した食品安全委員会等への出席についてということでございまして、冒頭、事務局から御説明申し上げましたとおり、本年4月9日の食品安全委員会でWeb会議システムを利用して御出席いただけることになりましたので、本日、このような形態での会議となっております。

続きまして、資料1-3と1-4をお手元に御準備いただければと思います。

資料1-3でございますけれども、食品安全委員会における調査審議方法等についてということでございまして、いわゆるCOIの管理に関しまして、このようなことが定められております。

1の基本的な考え方のところに記載がございますけれども、この5行目以降になりますが、当該調査審議に用いられる資料の作成等に、学識経験者、専門委員の皆様が密接に関与している場合など、中立・公正な評価の確保の観点から、このようなものを定めているといった趣旨が記載されております。

2の(1)に専門委員が調査審議に参加いただけない場合が定められております。

具体的には、①から次のページの⑥までに記載がございますけれども、調査審議の対象となる企業申請品目に関しまして、このような別表に定められているようなものに該当するような場合ですとか、あるいは資料作成に関わっていた場合などについて、参加いただけない場合とされております。

裏のページに参りまして、(2)に記載しておりますとおり、委員の皆様には、任命された日から起算して、過去3年間において該当する可能性があるかどうかといったような確認書を御提出いただくこととなっております。

本日、改選後、初めての会議ということでございまして、皆様から御提出いただきました確認書を資料1-4として添付させていただいております。

こちらにつきましては、後日、ホームページでも公表させていただくこととしております。

本日いただきました確認書の内容に変更があった場合には、確認書を改めて御提出いただくこととなっておりますので、御協力のほう、よろしく願いいたします。

資料1-3、1-4につきましては、以上でございます。

続きまして、資料1-5をお手元に御準備いただければと思います。

資料1-5は、農薬の食品健康影響評価に関する調査審議における留意点でございます。

先ほど、農薬の専門調査会の改変について御説明申し上げましたけれども、本年3月末で農薬専門調査会が廃止となりましたことに伴いまして、先の農薬専門調査会で定めておりました3つの運営に係る文書が廃止となっております。

1つ目は、農薬専門調査会の運営体制に関する事項でございます、2つ目は、農薬専門調査会幹事会及び評価部会の運営等について、3つ目は、農薬専門調査会の運営等についてというものでございます。

資料1-5は、4月以降の農薬に関する専門調査会におきましても、この廃止された文書を継承いたしまして、調査審議の議事が円滑に進みますよう、その留意点の継承を含めて、農薬の食品健康影響評価に関する調査における留意事項をまとめたものでございます。

これにつきましては、先ほど、参考資料1のほうで、全般的なことに関しましては、農薬第一専門調査会の所掌事項になっているということをお説明申し上げましたけれども、その農薬第一専門調査会が、本調査会に先立ちまして、5月20日に開催されまして、その中で決定をされた文書となっております。

まず、資料1-5の1、農薬第一専門調査会の審議についてということでございますけれども、先ほど御説明申し上げましたとおり、再評価に関する事項などを審議することとされております。

第二から第五の個別の剤を審議する専門調査会との関係といたしましては、1の(4)、1ページ目の真ん中の少し下ぐらいになりますけれども、検討依頼案件への対応ということが定められております。

後ほど御説明申し上げますけれども、農薬第二から第五の専門調査会は、検討依頼を第一専門調査会のほうに行うことができるとしておりまして、それに関して、農薬第一専門調査会が検討依頼への対応をすることとしております。

続きまして、2ページを御覧いただきまして、2、農薬第一専門調査会以外の審議についてのところを御覧いただければと思います。

まず、(1)の調査審議を行う専門調査会の指定でございますけれども、食品安全委員会委員長が調査審議する専門調査会を指定するとされております。

この作業を円滑に行うために、事務局は諮問を受けた全ての農薬について論点整理ペーパーを作成いたしまして、事前に調査審議を行う専門調査会の座長の了解を得るとしております。

これらは、旧農薬専門調査会での効率的な審議を行うための手法を継承する内容となっております。

続きまして(2)の審議内容でございます。

評価の実施に関しましては、評価書案のたたき台につきまして、各専門調査会の中で文言を最終化することにより、調査審議の透明性を確保することとしております。

ここにつきましては、これまでの文書の継承部分でございます。

また、先ほど申し上げましたとおり、各専門調査会で結論が得られない場合には、当該専門調査会の座長は、第一専門調査会のほうに検討を依頼することができるとしております。

その場合には、特に検討を必要とする部分があれば、その部分について、当該専門調査会における議論の経緯を取りまとめて、評価書案にその旨を明示しまして、その部分の検討について農薬第一専門調査会に依頼をすとしております。

また、農薬第一専門調査会が決定しました横断的な内容につきましては、直近の各専門調査会において報告を受けるとしております。

その次の2)の重版剤の取扱いに係る留意点につきましては、廃止となった文書から継承しているものでございまして、重版剤に関しましては、追加された試験に係る部分などを中心に審議をすとしております。

また、それ以外の意見に関しては、審議当日は、別紙として資料配付のみの対応としますが、議事録には残すことといった内容で、廃止となった文書から継承してしております。

また(3)の企業関係者等の参加につきましても、廃止文書から継承されているものでございます。

3.の農薬の食品健康影響評価に関する審議の基本的な考え方でございますけれども、こちらも基本的には、廃止文書から継承している内容を記載しているものでございます。

指針及び農薬第一専門調査会で決定した考え方を踏まえて評価することなどが記載されております。

4ページ目の4、専門調査会の公開につきましてでございますけれども、会議の公開につきましては、ここに記載しているとおりでございます。企業が農薬登録等を申請のために作成した資料を用いて審議する場合につきましては、非公開となりますので、個別剤の審議につきましては、原則的には非公開になるかと思っております。

資料の公開といたしましては、これも、これまでの資料を継承しているものでございますけれども、試験の概要を記載しました農薬登録につきましては、専門調査会審議終了後にマスキングされた資料を閲覧する等の対応を行うこととしております。

5のその他といたしまして、標準処理期間が定められております。これにつきましても、これまで同様でございますので、1年間という標準的処理期間内に評価を終えるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますけれども、やや説明が長くなって恐縮でございますけれども、専門調査会の運営等について御説明をさせていただきました。

これにつきまして、何か御質問、御意見等がございましたら、よろしく申し上げます。

特にないようございましたら、今、御説明いただきました内容について御確認いただきまして、また、御留意いただいて、本専門調査会の運営あるいは専門委員をお務めいただきますよう、よろしく申し上げます。

○永川課長補佐

続きまして、議事4、座長の選出、座長代理の指名に入りたいかと存じます。

先ほど、御説明しております、食品安全委員会専門調査会等運営規程第2条第3項により、専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任することとされています。

どなたか御推薦いただける方は、いらっしゃいませんか。

森田先生、お願いします。

○森田専門委員

ありがとうございます。森田です。

座長につきましては、浅野専門委員が適任と考え、推薦したいと思います。

以上です。

○永川課長補佐

ありがとうございます。

続きまして、篠原先生、お願いいたします。

○篠原専門委員

篠原です。

私も浅野専門委員が座長に適任だと考えますので、御推薦いたします。

以上です。

○永川課長補佐

ありがとうございます。

ただいま、森田専門委員、そして、篠原専門委員から、浅野専門委員を座長にという御推薦がありました。

その他、いかがでしょうか。

それでは、ほかに御推薦はないようでございます。こちらをもちまして、座長に浅野専門委員が互選されました。

それでは、浅野座長から、一言御挨拶をお願いいたします。

○浅野座長

国際医療福祉大学の浅野でございます。

先生方、御推薦ありがとうございます。僭越ながら座長の任をお引き受けして、食の安全の確保につきまして尽力していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

前回の専門調査会から引き続きお世話になる先生方も多いのですが、今回、また、新たに3名の先生の方も入っていただいておりますので、それぞれ先生方の御専門というのを生かしていただいて、適切に食の安全というのを守っていけるように、そんな調査会にしていければと思っております。

どうぞ、よろしく申し上げます。

○永川課長補佐

ありがとうございました。

続きまして、食品安全委員会専門調査会等運営規程第2条第1項に、座長に事故があるときは、当該専門調査会に属する専門委員のうちから、座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理するとありますので、座長代理の指名をお願いしたく存じます。

これ以降の議事の進行は、浅野座長にお願いできればと思います。よろしく願いいたします。

○浅野座長

それでは、議事の進行を引き継がさせていただきます。

ただいま、事務局から説明があった座長代理の指名についてですが、私から平塚専門委員をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○平塚座長代理

御指名ありがとうございます。

浅野先生が、事故があることは、まずないと思いますので、万が一ですけれども、そのときは、先生方の御支援をいただきまして、よろしくどうぞ、お願いいたします。

以上です。

○浅野座長

お引き受けくださり、ありがとうございます。

それでは、平塚座長代理から、一言御挨拶をよろしく願いいたします。

○平塚座長代理

今、御挨拶させていただきました。万が一何かありましたら、先生方の御支援、どうぞ、よろしく願いいたします。

以上でございます。ありがとうございます。

○浅野座長

どうもありがとうございました。

それでは、その他の議事に移りたいと思います。

まず、食品安全委員会での審議等の状況についてです。

事務局より、御説明をお願いします。

○永川課長補佐

食品安全委員会での審議等の状況について、資料3になります。

リスク管理機関へ通知してございますものが、4月21日に1剤ございます。

以上でございます。

○浅野座長

以上、事務局から説明がありましたが、何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

なさそうですので、続いて、事務局より説明をお願いします。

○近藤評価第一課長

事務局の近藤でございます。

本年度第1回目の専門調査会ということで、今年度の食品安全委員会の運営計画について、簡単に御説明させていただきたいと思っております。

参考資料の3をお手元に御準備いただければと思っております。

表紙をおめくりいただきまして、1ページ目に審議の経過が記載されております。

本年1月の企画等専門調査会で御審議いただきまして、その後、国民からの意見募集を経まして、本年3月31日の食品安全委員会で、本運営計画が決定されております。

1枚おめくりいただきまして、2ページ目に、令和2年度、本年度の委員会の運営の重点事項が記載されております。

重点事項は、大きく4点ございます。

(2) 重点事項のところでございますけれども、

①としまして、主に食品健康影響評価の着実な実施。

②として、リスクコミュニケーションの戦略的な実施。

③としまして、研究調査事業の活用。

④としまして、海外への情報発信、国際会議等への参画及び関係機関との連携強化という点を挙げてございます。

①の食品健康影響評価の着実な実施の中で、aとしまして農薬再評価制度に向けた取組の推進というのを挙げております。

リスク管理機関と連携しつつ、円滑に評価を進めることができるよう、準備作業を進めることとしております。

3ページ目に「第2 委員会の運営全般」という項がございますので、そちらを御覧ください。

(3) としまして、食品健康影響評価に関する専門調査会の開催とございます。

食品健康影響評価を適切に実施するために、本専門調査会を開催してまいりますので、今年度も効率的な調査審議を実施するため、御協力のほうをよろしくお願いいたします。

それから、次の4ページ目にまいりまして「第3 食品健康影響評価の実施」とございます。

1、リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件を着実に実施していくこととしております。

(2) に記載がございます。先ほども資料1-5の留意点の中でも申し上げましたけれども、標準処理期間は、追加資料の提出に要する期間を除きまして1年間とされております。これが、達成できるように計画的な調査審議を行ってまいりたいと思っております。

また、2の評価ガイドライン等の策定のところに記載がございますけれども、この2パラ目になりますが、農薬につきましては、再評価制度の開始も見据えて、必要に応じて、この評価指針の改定などを実施するよう、精力的に検討を進めてまいりたいと考えております。

以降、第4から、そのほかのことについても記載がございますので、お時間があるとき

に、御覧いただければと思います。

以上でございます。

○浅野座長

どうもありがとうございました。

今の御説明に関しまして、質問等ございますでしょうか。

1つ質問してもよろしいですか。

○近藤評価第一課長

はい。

○浅野座長

先ほどの参考資料3の食品健康影響評価の実施というところで、審議の時間ですが、これが約1年間というお話でしたけれども、大体、これの中では、今のところ、こうなっているものがほとんどなのでしょうか。

○近藤評価第一課長

昨年度実施しましたものにつきましては、全て標準事務処理期間を達成しております。

○浅野座長

ありがとうございます。

ほかに、何か質問事項はありますか。

それでは、事務局から、何かほかに連絡事項等はございますでしょうか。

○永川課長補佐

ございません。

○浅野座長

よろしいですか、先生方も。

それでは、以上をもちまして、第1回農薬第二専門調査会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

なお、16時50分からでいいのですかね、非公開で第2回農薬第二専門調査会を開催しますので、専門委員の先生方、よろしく願いいたします。

以上